



**[12] 法第26条関連（保有個人データの訂正等）**

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

**《解説》保有個人データの訂正等（法第26条関連）**

個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって改正等を求められた場合には、原則（※1）として、訂正等（※2）を行い、訂正等を行なった場合には、その内容を遅滞なく通知しなければなりません。

なお、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合は、当該特別の手續が優先されます。

※1 利用目的から見て訂正等が必要ない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行なう必要がありません。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行なわない旨を本人に通知しなければなりません。

※2 「訂正等」とは、保有個人データの訂正、追加又は削除をいいます。



**【不動産業に係わるQ&A】**

Q1・物件情報において、保有個人データの訂正はどのような場合に求められることが想定されるのでしょうか？

A1 例えば、ホームページ上に成約に至った物件情報がいつまでも掲載されていて、当該本人より、訂正等をもとめられる場合や、物件情報の価格が変更されたにもかかわらず放置されているために、当該本人から訂正が求められる場合等です。





[13] 法第27条・28条関連（保有個人データの利用停止等・理由の説明）

法第27条（保有個人データの利用停止等）

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

《解説》保有個人データの利用停止（法第27条第1項）

個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反（※1）の理由により保有個人データの利用の停止等（※2）が求められた場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければなりません。

※1 手続違反とは、同意のない利用目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいいます。

※2 利用の停止等とは、保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止をいいます。







[14] 法第29条・第30条関連（開示等の求めに応じる手続・手数料）

法第29条関連（開示等の求めに応じる手続）

（開示等の求めに応じる手続）

- 第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めすることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
  - 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
  - 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

政令第7条

法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

1. 開示等の求めの申出先
2. 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む）の様式その他の開示等の求めの方式。
3. 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法。
4. 法第三十条第一項の手数料の徴収方法。

政令第8条

法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

1. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人。
2. 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人。





### 《解説》開示等の求めに応じる手続

個人情報取扱事業者は、本人からの開示等の求め（政令第7条）に関して、その受け付ける方法を定めることができます。その方法を定めた場合は、本人の知り得る状態に置かなければなりません。また、個人情報取扱事業者が、開示等の求めを受け付ける方法を定めたとき、求めを行なった者がそれに従わなかった場合は、開示等を拒否することができます。なお、開示等の求めを受け付ける方法を定めない場合は、自由な申請を認めることとなります。

#### 政令第7条第3号

「開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法」

- ① 来所：運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、写真付住民基本台帳、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印。
- ② オンライン：IDとパスワード。
- ③ 電話：一定の登録情報（生年月日等）及びコールバック。
- ④ 郵送及びFAX：運転免許証のコピーと住民票の写し。
- ⑤ 代理人の場合（来所）：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、写真付住民基本台帳、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理人を示す旨の委任状。



### 【不動産業に係わるQ&A】

Q1・行政機関の保有する情報の公開に関する法律における手数料は300円と書いてありますが、不動産業者が保有個人データの開示等の求めに応じるための手数料を定める場合には、どの位が適切ですか？

A1 300円が妥当か、500円が妥当かは決められませんが、合理的と認められる範囲で定めることとなっています。あまり高額にすると、本人の権利行使を妨げると解釈されますので、基本手数料を定めた上で、コピー代などを実費で頂く方法もあり得るでしょう。







**Point !**

保有個人データを取り扱う場合には、個人情報取扱事業者は、本人又はその代理人からの求めに応じ開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止など様々な、本人の権利に対応することが要求されます。利用目的の特定、第三者提供の制限、個人データの正確性の確保、安全管理措置をしっかりと行い、不必要な個人データは破棄及び本人に返却することを着実にこなしていけば、個人情報の保護が図られるとともに、本人からの開示等の求めは減少するでしょう。



### 法第30条（手数料）

（手数料）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

#### 《解説》手数料

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定められます。ただし、定めた場合は「本人の知り得る状態」に置いておかなければならない。

なお、手数料の金額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内とします。





## [15] 法第31条関連（苦情の処理）

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### 《解説》個人情報取扱事業者による苦情の処理

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。また、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等の必要な体制の整備に努めなければなりません。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではありません。



### 【不動産業に係わるQ&A】

Q1・2, 3名で業務を行なっている規模の会社ですが、苦情処理の窓口の設置などどのようにすればいいのでしょうか？

A1 事業者・会社の規模にかかわらず、保有個人データの苦情の申出先を定め、それを本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません（法第24条第1項第4号、政令第5条第1項）。したがって、実務としては、苦情処理窓口責任者を決めておく必要があるでしょう。もちろん、他の業務と兼任であっても構いません。この他にも、個人情報管理責任者の設置についても、安全管理の観点から、設置を検討する必要があるでしょう。





[16] 法第32条～第36条関連 (主務大臣の報告の徴収・助言・勧告及び命令・権限の行使の制限・主務大臣)

法第32条・第33条 (主務大臣の報告の徴収・助言)

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定に施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定に施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

※ 不動産業における主務大臣とは、国土交通大臣を指します。



法第34条関連 (主務大臣の勧告及び命令)

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するための必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。







### 法第35条関連（主務大臣の権限の行使の制限）

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。



### 法第36条関連（主務大臣）

（主務大臣）

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節に規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。





## 第4章 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

### [17] 法第37～第40条関連（認定・欠格条項・認定の基準・廃止の届出関連）

#### 法第37条・第38条関連（認定・欠格条項）

（認定）

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する 第四十二条の規定による苦情の処理
  - 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
  - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 禁錮以上の刑に処され、又はこの法律の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者





### 法第39条・第40条関連（認定の基準・廃止の届出）

#### （認定の基準）

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施に方法が定められているものであること。
- 二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

#### （廃止の届出）

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。





[18] 法第41条～第43条関連（対象事業者・苦情の処理・個人情報保護関連）

法第41条・第42条関連（認定個人情報保護団体の対象事業者・苦情の処理）

（対象事業者）

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。



法第43条関連（個人情報保護指針）

（個人情報保護指針）

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。





[19] 法第44条～第49条関連（認定個人情報保護団体に関する事項）

法第44条～第48条関連（認定個人情報保護団体に対する、目的外利用の禁止・  
名称の使用制限、主務大臣からの、報告の徴収・命令・認定の取消し）

（目的外利用の禁止）

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（報告の徴収）

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第四十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない



法第49条関連（主務大臣）

（主務大臣）

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第37条第1項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等
- 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

《コラム》

認定個人情報保護制度

